

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

活力に満ち、創造力あふれるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、いわき市

3. 地域再生計画の区域

いわき市の全域

4. 地域再生計画の目標

いわき市は、福島県の太平洋側東南端に位置し、豊かな自然環境と温暖な気候風土に恵まれ、1,231 k m²余りの広大な市域を有している。特に、市域の約7割を森林が占めていることから、中山間地域の活性化は、本市の均衡ある発展にとって極めて重要である。

しかしながら、本市の中山間地域は、全体的に傾斜地が多く平坦地が少ないなどの自然的・社会的条件により農業の生産条件が不利なことから、農業の経営環境が極めて厳しい状況にあるとともに、林業も停滞している。そのため、都市部との生活利便性の格差等を背景として、人口の減少、高齢化が急速に進行しており、地域全体としての農林業生産力の低下、耕作放棄地や山林荒廃の増加のみならず、地域社会の維持さえも懸念される状況にある。また、いわき市の道路網は、平地区の市街地を中心として放射八手状に整備されているが、中山間地域においては、これらを横に結ぶ道路が少ないこと、道路の未舗装区間や屈曲部、幅員の狭い箇所が多いことから、中山間地域における農林業の発展、人的交流、情報流通などに支障を来しており、道路網整備によるアクセス改善が急務となっている。

中山間地域は、単に農林産物の供給の場としてだけでなく、国土や自然環境の保全、水資源のかん養などの公益的な機能とともに、貴重な地域文化や伝統的な生活様式の継承など、多面的な機能を有しており、農林業の健全な生産活動の確保や快適な生活環境の創出等を通じて、定住の促進と地域社会の維持・発展を図ることが重要となっている。こうした中山間地域の多面的機能を十分に発揮するためには、豊かな自然環境や美しい農村景観を保全することを基本に、地域の特性に応じた生産・生活基盤の整備を進め、快適な生活環境を創出するとともに、都市部との交流や多様な地域づくり活動を促進することにより、新たな産業の創出や就業機会の確保を図り、活力ある中山間地域の創造に努める必要がある。

このため、平成17年度に地域再生計画の認定を受け、道路網の整備を進めてきたが、市域が広大で地域間が離れている上、山地や河川等地理的・地形的要因で整備に長期間を要するため、未開通区間や通行に支障を来す道路がまだまだあるのが実情である。こうしたことから、引き続き中山間地域における重要な生産・生活基盤となる広域農道、林道及び市道の整備を総合的に推進し、道路ネットワークの構築を進めることによって、

生産・生活基盤の整備や都市部と中山間地域との交流活動の活性化を図り、「活力に満ち、創造力あふれるまちづくり」を目指すものとする。

(目標1) 広域農道整備による農産物物流の効率化

(四倉地区上岡から四倉ICへの所要時間 16分→5分)

(目標2) 市道整備により生活が便利と感じる市民の割合

(現状値54.9%→5%程度の増加)

(目標3) 林道舗装及び改良による林産物の搬出及び安全な通行の確保

(林道鮫川線の危険箇所の改善 4箇所→0箇所)

(林道茨線の危険箇所の改善 1箇所→0箇所)

(目標4) 林道開設によるアクセス改善と林産物物流の効率化

(林道永井川前線における大沢から三和ICへの所要時間 31分→26分)

(林道清道石畑線における清道から木材市場への所要時間 38分→24分)

(目標5) 広域農道整備による農業交通の効率化

(小川地区高崎の各農家から耕作地への通作所要時間 10分→5分)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

いわき市の四倉地区と小川地区の中山間地域を東西に結び、既存の道路とのネットワークにより環状線を形成する基幹農道「広域農道いわき地区」を集中的に整備するとともに、「大野第一地区」及び「大久地区」において経営体育成基盤整備事業を実施することにより、農業の振興、農産物の物流効率化及び農村生活環境の整備を図る。

また、平地区と三和地区をつなぐ「林道茨線」の舗装、遠野地区と田人地区をつなぐ「林道鮫川線」の改良を実施し、走行性の向上と危険箇所の解消により、森林整備の効率化を図る。さらに、遠野地区の「林道清道石畑線」と三和地区と川前地区を結ぶ「林道永井川前線」を開設し、森林施業の基盤整備を行い、林業の振興、林産物の物流効率化及び山村生活環境の整備を図る。

一方、三和地区の「市道峠平・宿線」の整備を行うことにより、三和中学校へのアクセスを強化するとともに、市内有数の稲作地域の一つである中寺地区から国道49号へのアクセスを改善し、地域社会の振興を図る。

以上により、平地区の市街地を中心として放射八手状に整備されている道路を横に結びつけ、地域間交流を促進する道路ネットワークを構築することとする。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・広域農道いわき地区：事業採択を平成3年4月11日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成3年9月18日に確定している。

- ・林道 茨 線：森林法第5条に基づき磐城地域森林計画（平成19年樹立）に登載済
- ・林道 鮫 川 線：森林法第5条に基づき磐城地域森林計画（平成19年樹立）に登載済
- ・林道 清道石畑線：森林法第5条に基づき磐城地域森林計画（平成19年樹立）に登載済
- ・林道 永井川前線：森林法第5条に基づき磐城地域森林計画（平成19年樹立）に登載済
- ・市道 峠平・宿 線：道路法に規定する市道に昭和56年9月21日認定済

[施設の種類の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市 道（いわき市） いわき市
- ・広域農道（いわき市） 福島県
- ・林 道（いわき市） 福島県、いわき市

[事業期間]

- ・市 道（平成23～26年度）
- ・広域農道（平成22～26年度）
- ・林 道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市 道0.500km、広域農道3.145km、林道3.679km
- ・総事業費 2,163,870千円（うち交付金1,071,902千円）
 - 市 道 40,000千円（うち交付金 20,000千円）
 - 広域農道 1,401,900千円（うち交付金 700,950千円）
 - 林 道 721,970千円（うち交付金 350,952千円）

（5－3）その他の事業

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「活力に満ち、創造力あふれるまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①農林水産省の「経営体育成基盤整備事業」を活用し、農業生産・経営基盤の強化と農村生活環境の整備を図るため、「大野第一地区」および「大久地区」において、ほ場整備を実施する。
- ②林野庁・福島県・いわき市の森林整備の助成制度を活用し、下刈りや間伐等による適切な森林整備を積極的に支援する。
- ③福島県・いわき市の農林業振興や地域づくりの関連事業を活用し、農林産物の生産流通や都市部と中山間地域の交流活動を積極的に支援する。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画作成主体が毎年度進捗を確認し状況を把握するとともに、計画終了後に必要な調査（達成状況の検証や今後の方策の検討、住民からの聞き取り等）を行い、評価の結果を公表するものとする。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし。